

令和7年9月22日 開会
令和7年9月22日 閉会
第 17 回
(通算第 243 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 9 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年9月9日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和7年9月22日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 17 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和7年9月22日

招集の場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

応招委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎

不応招委員 なし

出席委員	農業委員	会長 齋藤 学 代理 河野 達 2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典 6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子 10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬
	農地利用 最適化 推進委員	河口 貴哉 田中一成 右田 巧 本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎

欠席委員	農業委員	
	農地利用 最適化 推進委員	菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太 澄川 敦馬 田淵 文雄

欠 員 なし

本回の議長 会長 齋藤学

本回到職務のために出席したものの職氏名 事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央

開 会 議長は 9時00分 開会を宣告

閉 会 議長は 9時27分 閉会を宣告

本回提出議案及び日程 別紙のとおり

議事録署名委員の指名 河野 達 河上 政義

会期の決定 令和7年9月22日

開 議 令和7年9月22日

備 考

第 17 回農業委員会
(通算第 243 回)

令和7年9月22日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

事務局	<p>本日の欠席の委員さんは、澄川さん、菊地さん、田淵さん、杉ノ内さん、齋藤一政さんです。農業委員さん12名の内12名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として河野達委員、河上委員を指名します。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>この案件は、農地の売買をするときに、農地法に基づき農業委員会の許可を受ける必要があるため、申請が提出されたものとなります。</p> <p>農地の取得を許可する要件は、主に3つあり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①農地を取得する人がすべての農地を効率的に耕作すること。 ②農地を取得する人が農作業に従事すること ③周辺地域の営農に支障がないこと です。 <p>委員の皆様には、そのことのご判断をお願いします。</p> <p>まず1番をご覧ください。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目は畑、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、幸地の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇から〇〇方面に約1.2kmのところにある農地で、無償譲渡です。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で野菜や果樹を栽培されるそうです。機械は管理機などを所有されています。</p> <p>続きまして2番も関連する案件なので一緒に説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目は田、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。</p> <p>申請地は先ほどの1番の申請場所から南に約200mのところにある農地で、無償譲渡です。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、田植え機などを所有されています。</p> <p>〇〇さんは周辺地域の農業環境も理解されており、周辺地域への影響はないとの</p>

河上委員	<p>ことです。</p> <p>以上ご審議をお願いします。</p> <p>はい、それでは現地の方、河上委員さんに確認していただいていますので、よろしくをお願いします。</p> <p>報告させていただきます。</p> <p>9月13日に田中委員と関係書の方を訪ねまして、まず譲渡される方の〇〇さんの方を訪ねて、この件に関しての内容を確認しました。それから〇〇さんの方に伺いまして、譲渡される畑の現状を確認して、今ブドウを植えられて、ぶどう棚が作られておりました。〇〇さんの方にもお話を伺いまして、現状維持でやっていきたい、その辺で管理もしっかりしていきます、という事でした。</p> <p>それから〇〇さんを次に訪ねまして、譲渡される田んぼの方の現地の確認もし、稲を作るには難しい所もあるんで、これから考えていきます、という事でした。ここにも、ちゃんと草刈りもして管理されてました。</p> <p>2人とも、日々農作業もされていますので特別問題ないと思われれます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。2件一緒に発表してもらいました。</p> <p>それでは3条の1番、2番につきまして、農業委員さん、最適化推進委員さんのご意見を拝聴したいと思います。ご意見のある方、挙手をよろしくお願いします。</p> <p>ございませんか、無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>農地法3条の1番、2番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、ありがとうございました、全員賛成でございますので、認可承認されました。</p> <p>それでは農地法3条3番の七日市の案件について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番について説明します。</p> <p>農地の所在は〇〇他、合計4筆で面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡人は〇〇さん、〇〇市の方、譲受人は〇〇さん、〇〇市の方です。</p> <p>今回の申請地は〇〇方面に〇〇kmのところにある農地です。有償譲渡で4筆で30万円だそうです。</p> <p>譲受人の〇〇さんは、この農地で水稻を栽培されるそうです。機械はトラクター、田植え機、コンバインなどを所有されています。</p> <p>〇〇さんはこの農地の周辺で水稻を栽培しており、周辺の農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないとのことです。以上ご審議をお願いします。</p>

議長

この案件につきましては、私の担当でございますので、私の方から現地の方を説明したいと思います。

それでは説明申し上げます。

この〇〇さんの案件につきましては、18日に本廣委員と私とで〇〇さんと直接会い、お話をさせていただきました。

〇〇さんにつきましては〇〇に住んでおられますので、なかなか会う事ができないという事で、〇〇さんに詳しくお話を伺いました。

また、〇〇さんは〇〇に住んでおられるんですが、住所が〇〇になっております。これは仕事の関係でございまして、向こうの方に住所を移しとる、農業の方はこちらでできっちりやります、という事でございます。

申請地につきまして、買い取る農地につきまして、水稻を行いたい、という風に言っておられました。で、また現地の方につきましては、子供さんとも一緒になって栽培をし、収穫をするという事で、農機具の方も一式全部倉庫の方に置いてあります。この農地につきましては、〇〇さんの農地はすでに15年前から〇〇さんが、お借りしとりまして、前々から買ってもらえんだろうか、という相談をうけとった、という事で、15年も借りとるんで、何とか買いましょう、という事の話しになった、という事でございました。

それから、周辺の農地の云々という事がありますけど、これはもう、〇〇さんはイノシシの対策もし、周りの草も刈り、という事で対策をしておられまして、なんら問題はない、いう風に認識をしておるところでございます。

それでは、この七日市の案件につきまして、委員さんのご意見を伺いたいと思います。ご意見ある方、挙手をもって、よろしく願いいたします。

ございませんか。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。

3条3番につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。

はい、挙手全員でございますので、認可承認されました。

それでは最後になりますが、同じく農地法3条の案件です。4番につきまして事務局説明をお願いします。

事務局

4番について説明します。

農地の所在は〇〇他、合計2筆、合計面積は〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇さん、〇〇の方、譲受人は〇〇さん、〇〇の方です。

今回の申請地は〇〇方面に約130mのところにある国道沿いにある農地です。有償譲渡ですが農地以外の土地も合わせて購入されるそうで、合わせて570万円です。

譲受人の〇〇さんは、申請場所の隣に家を建てる予定です。その案件は後ほど説

	<p>明します。〇〇さんはこの農地で果樹を栽培されるそうです。機械はトラクター、草刈り機などを所有されています。</p> <p>〇〇さんはこの農地に一般的な果樹を植える予定のため、周辺農地に特に支障がないと思うとのこと。以上ご審議をお願いします。</p> <p>はい、それでは4番につきまして、〇〇の案件、田村薫平さんをお願いしておりますのでお願い致します。</p>
田村委員	<p>はい、おはようございます。先日、〇〇さんに電話でヒヤリングの方を行いました。それと同時に現地の方を自分が確認に行きました。</p> <p>現在は、その土地は草が若干はえている状態で、灌木が数本立っている状態で5年前から何もしていないような土地でございます。こちらにつきましては、草刈りと伐根をする予定という事でございます。</p> <p>果樹の方は、柿を植えたい、という事でございます。</p> <p>後ほどございます、第5条の許可申請の方にもございますが、その土地の中で、畑の土地と家を建てたい、という事ございました。</p> <p>特に問題はないかと思われ ます 以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは委員さんの意見を伺いたいと思います。ご意見のある方、挙手をよろしくをお願いします。</p> <p>ご意見が無いようでございますので、裁決の方取らせていただきます。</p> <p>第3条の4につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございますので認可承認とさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは引き続きまして議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。</p> <p>3ページをご覧ください。この案件は、農地転用の申請です。農地法第5条とは、農地の権利移動を伴う農地転用で、農地を買って建物などを建てる場合の申請となります。</p> <p>農地の所在は〇〇、地目が畑、面積は〇〇㎡です。</p> <p>譲渡し人は〇〇さんで、譲受人は〇〇さんです。</p> <p>転用の理由は住宅の建築です。</p>

	<p>農地転用の許可の条件として、いくつかありますが、委員の皆様は周辺の農地の営農に支障が生じる恐れがないかどうかをご判断ください。例えば、土砂の流出や農業用水などに支障を及ぼすことはないか、周辺の農地の日照などに支障を生じることはないかなどです。</p> <p>この農地の区分は第3種農地となります。第3種農地とは役場の庁舎から300m以内のところにある農地で、立地基準では農地転用は原則許可できる場所です。</p> <p>土地の造成は防護フェンス等により土砂の流出を防ぎます。排水は、合併浄化槽を設置して処理します。日照についても周辺農地に特に影響がないと思われます。万が一問題が生じた場合は、当事者間で協議されるということです。</p> <p>転用の確実性を見るため資金を確認しますが、融資証明と通帳の写しで確認しておりますので、資金面での問題はありません。</p> <p>土地改良区からは特に意見なしということです。</p> <p>以上、ご審議を行います。</p>
議 長	<p>5条の説明が終わりました。同じく田村さんの方で確認していただいておりますので、お願いいたします。</p>
田村委員	<p>先ほどの続きとなりますけど、現在ご説明のありました資金調達につきましても特に問題はないのではないかと、いう事でございます。自己資金が500万、融資が4200万という事になっております。土地の受け渡しは10月の末以降を予定している、という事ございました。先ほどと同じ通り、特に問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは委員さんのご意見を伺います。意見のある方、挙手をよろしく願います。</p>
河野達委員	<p>農業とは関係ないんですけど、家の建築で合併浄化槽をすえると言いましたが、この辺は、下水が入るとるのに、何で下水に入れんのんだろう、と。まあ農業とはあまり関係ないんですけど。</p>
事務局	<p>確認しないと今すぐにはお答えできません。</p> <p>ちょっと聞いてきましょう、把握しておりませんので。</p> <p>(事務局退席)</p>

安永委員	すみません、今の質問の内容を、ちょっと聞き取りが悪かったので、ちょっと詳しくお願いします
議 長	<p>〇〇さんですが、今から転用してお家を建てたい、ということになるように申請が出たわけなんですけど、そこで、いわゆる合併浄化槽、生活排水とかトイレとかいうのを、合併浄化槽という装置を入れて排水の方に流したい、と。これを入れれば一応基準的には許可されている、規定にはクリアできるんですけど、それをやりたい、という事でお話がきたんですが、今〇〇さんの方の質問で、あこそは下水道が通つとるんじゃないか、と。下水を通つとるんなら下水道を利用の方が格安で、また町の方もいいんじゃないか、というところの見解が、まあ農地法とは直接関係ないんですけど、その質問が出たところなんですけど、今その確認をしているところなんです。</p>
安永委員	<p>ありがとうございます</p> <p style="text-align: center;">(2:25 後事務局入室)</p>
事務局	すみません、大変お待たせしました。今ちょっと建設水道課の方に確認したんですけど、国道から川側の方は農集は通ってなくて、国道から山側は通っているという事で無い地区だそうですので、合併浄化槽をつけた方が安く済むという事でした
議長	<p>他にございませんか。無いようでしたら採決の方に移らせていただきます。</p> <p>第2号議案、農地法第5条の1につきまして賛成の農業委員さんの挙手を求めます。</p> <p>はい、全員賛成でございますので、認可承認されました。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p>
事務局	<p>4ページをご覧ください。この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが合意解約された案件の届出です。</p> <p>1番は〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は健康上の問題とのことです。</p> <p>2番も〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。</p> <p>3番も幸地で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。3件</p>

議 長

とも〇〇さんの健康上の問題とのことです。

4番は〇〇で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は漏水のため、水稻を耕作することができないが、畑として利用する人に貸付をするためだそうです。

以上で説明を終わります。

以上、本日提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前9時 27分閉会